

月額報酬制が、法203条の2第2項に規定する場合に該当事者双方の主張は、次のとおりである。」

- (6) 「原告の主張の次に「「労組法」の次に「19条第6項、」を加える。」
- (7) 「原判決6頁1行目、9頁2行目、11頁4行目、1頁1行目、14頁1行目、7頁の各「月額報酬制」を「月額報酬」に改める。」
- (8) 「原判決1頁1行目、「月額等報酬制」を「月額報酬」に改める。」
- (9) 「原判決1頁1行目、「法」の次に「19条第5項」を加える。」
- (10) 「原判決1頁1行目、「182条第5項」を加える。」
- (11) 「原判決1頁1行目、「241条第2項」を加える。」
- (12) 「控訴人の主張の次に「241条第2項」を加える。」

（1）控訴人の主張は、法203条の2第2項に規定する反対給付の性格を有することとは、支払方法どは別問題でない。本件ただし書は、控訴人の報酬を月額で支払うとする旨が、勤務の実態がほとんど常勤の職員と異なることが、原則規定が存在するからである。法203条の2第2項に規定する多様な要素を考慮して、勤務の性質が常勤の職員と異なることが、別個のうえで、その判断に当たる場合は、各地方の職員の判断において、どちらよりは、通常の業務の自律的場合でない限り、特別の定めを設けることができる。」

（2）控訴人の主張は、法203条の2第2項に規定する反対給付の性格を有することとは、支払方法どは別問題でない。本件ただし書は、控訴人の報酬を月額で支払うとする旨が、勤務の実態がほとんど常勤の職員と異なることが、原則規定が存在するからである。法203条の2第2項に規定する多様な要素を考慮して、勤務の性質が常勤の職員と異なることが、別個のうえで、その判断に当たる場合は、各地方の職員の判断において、どちらよりは、通常の業務の自律的場合でない限り、特別の定めを設けることができる。」

（3）控訴人の主張は、法203条の2第2項に規定する反対給付の性格を有することとは、支払方法どは別問題でない。本件ただし書は、控訴人の報酬を月額で支払うとする旨が、勤務の実態がほとんど常勤の職員と異なることが、原則規定が存在するからである。法203条の2第2項に規定する多様な要素を考慮して、勤務の性質が常勤の職員と異なることが、別個のうえで、その判断に当たる場合は、各地方の職員の判断において、どちらよりは、通常の業務の自律的場合でない限り、特別の定めを設けることができる。」

（4）控訴人の主張は、法203条の2第2項に規定する反対給付の性格を有することとは、支払方法どは別問題でない。本件ただし書は、控訴人の報酬を月額で支払うとする旨が、勤務の実態がほとんど常勤の職員と異なることが、原則規定が存在するからである。法203条の2第2項に規定する多様な要素を考慮して、勤務の性質が常勤の職員と異なることが、別個のうえで、その判断に当たる場合は、各地方の職員の判断において、どちらよりは、通常の業務の自律的場合でない限り、特別の定めを設けることができる。」

（5）控訴人の主張は、法203条の2第2項に規定する反対給付の性格を有することとは、支払方法どは別問題でない。本件ただし書は、控訴人の報酬を月額で支払うとする旨が、勤務の実態がほとんど常勤の職員と異なることが、原則規定が存在するからである。法203条の2第2項に規定する多様な要素を考慮して、勤務の性質が常勤の職員と異なることが、別個のうえで、その判断に当たる場合は、各地方の職員の判断において、どちらよりは、通常の業務の自律的場合でない限り、特別の定めを設けることができる。」

（6）控訴人の主張は、法203条の2第2項に規定する反対給付の性格を有することとは、支払方法どは別問題でない。本件ただし書は、控訴人の報酬を月額で支払うとする旨が、勤務の実態がほとんど常勤の職員と異なることが、原則規定が存在するからである。法203条の2第2項に規定する多様な要素を考慮して、勤務の性質が常勤の職員と異なることが、別個のうえで、その判断に当たる場合は、各地方の職員の判断において、どちらよりは、通常の業務の自律的場合でない限り、特別の定めを設けることができる。」

（7）控訴人の主張は、法203条の2第2項に規定する反対給付の性格を有することとは、支払方法どは別問題でない。本件ただし書は、控訴人の報酬を月額で支払うとする旨が、勤務の実態がほとんど常勤の職員と異なることが、原則規定が存在するからである。法203条の2第2項に規定する多様な要素を考慮して、勤務の性質が常勤の職員と異なることが、別個のうえで、その判断に当たる場合は、各地方の職員の判断において、どちらよりは、通常の業務の自律的場合でない限り、特別の定めを設けることができる。」

2011/09/30

<http://www.tkejex.net/p/PrintContent.aspx?nf=1&zb=25463191>





このように現在に至るまでの経験からして、本会員の本ら反対し書類が得られることは、必ずしも困難な事態に至る。そこで、本会員は、本件を受取るに際しては、本件の内容を明確に記載する旨を付す。

2011/09/30

<http://www.tkclx.net/exhibits/print/Contents.aspx?ID=1&zb=25463191>

2011/09/30

イ 原判決36頁18行目から24行目までを削除する。各委員会には、その職務を補助する事務局が設置されている。証拠(乙73の1から3)によれば、その態勢は次のアからウまでのとおりである。

(3) 選管委員会に於ける選管委員の勤務実績と、選管委員会の各委員長及び委員の勤務実績を比較して、選管委員会の運営状況について、別紙に「選管委員会の各委員長及び委員について」(別紙)に記載する。この中で、選管委員会の運営状況は、選管委員会の各委員長及び委員の勤務実績を比較して、選管委員会の運営状況について、別紙に「選管委員会の各委員長及び委員について」(別紙)に記載する。

三木昌之押印す  
判官署名捺めることができない。

別紙 労働委員会の各委員の勤務状況一覧表 《略》

2011/00000000000000000000000000000000

http://www.tkclx.ne.jp/lexbin/PrintContents.aspx?Pf=1&zb=25463191  
2011/09/30

選舉管理委員會の各委員の勤務状況一覧表《略》

平成 15 年度	平成 15 年 11 月 5 日	明るい選挙推進協議会県民会議と県議会議員選挙委員会連絡会議
平成 16 年度	平成 16 年 7 月 7 日	明るい選挙推進協議会県民会議と都道府県選管文部省選考課と立候補予定者説明会
平成 17 年度	平成 17 年 8 月 1 日	明るい選挙推進協議会県民会議と都道府県選管文部省選考課と立候補予定者説明会
平成 18 年度	平成 18 年 1 月 31 日	明るい選挙推進協議会県民会議と都道府県選管文部省選考課と立候補予定者説明会
平成 18 年度	平成 18 年 5 月 29 日	明るい選挙推進協議会県民会議と都道府県選管文部省選考課と立候補予定者説明会
平成 19 年度	平成 18 年 5 月 30 日	明るい選挙推進協議会県民会議と都道府県選管文部省選考課と立候補予定者説明会
平成 20 年度	平成 19 年 2 月 14 日	明るい選挙推進協議会県民会議と都道府県選管文部省選考課と立候補予定者説明会
平成 20 年度	平成 20 年 4 月 24 日	明るい選挙推進協議会県民会議と都道府県選管文部省選考課と立候補予定者説明会
議会総会	同年 8 月 10 日	明るい選挙推進協議会県民会議と都道府県選管文部省選考課と立候補予定者説明会
平成 18 年度	同年 8 月 11 日	明るい選挙推進協議会県民会議と都道府県選管文部省選考課と立候補予定者説明会
平成 20 年度	同年 8 月 12 日	明るい選挙推進協議会県民会議と都道府県選管文部省選考課と立候補予定者説明会
議会総会	同年 8 月 13 日	明るい選挙推進協議会県民会議と都道府県選管文部省選考課と立候補予定者説明会
	（3）各種団体行事	（3）各種団体行事
	3 委員の交替	3 委員の交替
	平成 15 年 1 月 12 日 M 委員長、J 委員、K 委員が退任し、O 委員、P 委員が就任した。	平成 15 年 1 月 12 日 M 委員長、J 委員、K 委員が退任し、O 委員、P 委員が就任した。
	平成 16 年 1 月 12 日 M 委員長、N 委員が退任し、O 委員、P 委員が就任した。	平成 16 年 1 月 12 日 M 委員長、N 委員が退任し、O 委員、P 委員が就任した。
	平成 17 年 1 月 12 日 M 委員長、N 委員が退任し、O 委員、P 委員が就任した。	平成 17 年 1 月 12 日 M 委員長、N 委員が退任し、O 委員、P 委員が就任した。
	平成 18 年 1 月 12 日 M 委員長、N 委員が退任し、O 委員、P 委員が就任した。	平成 18 年 1 月 12 日 M 委員長、N 委員が退任し、O 委員、P 委員が就任した。
	平成 19 年 1 月 12 日 M 委員長、N 委員が退任し、O 委員、P 委員が就任した。	平成 19 年 1 月 12 日 M 委員長、N 委員が退任し、O 委員、P 委員が就任した。
	平成 20 年 1 月 12 日 M 委員長、N 委員が退任し、O 委員、P 委員が就任した。	平成 20 年 1 月 12 日 M 委員長、N 委員が退任し、O 委員、P 委員が就任した。

(2) 公益委員会  
総会の開催日とは別に開催された公益委員会への出席日数を勤務実日数として計上し、総会には出席しなかつた場合、ただし、公益委員で同日開催された総会には出席しなかつた場合、たゞ、平成17年4月1日と計上した。

(3) 不当労働行為審査期日  
各期日の内、総会の期日と同じ日に行われ、双方に出席した委員については勤務実日数1日と計上した。  
同一年度の不當労働行為審査期日は以下のとおりである。  
平成16年度 平成16年6月25日、同年8月27日、同年11月2日  
平成17年度 平成17年1月22日、平成18年2月24日、同年3月10日  
平成18年度 平成18年4月28日、同年5月12日、同年6月9日、同年8月11日、平成19年1月6日  
平成20年度 平成20年1月24日、同年11月28日、平成21年2月13日、同年2月26日

（收用委員会）出席回数と勘定事日数の乖離はない。

上山委員会用務に協議會等の出席で2日制のものは2回(2日)と計上した。

3 委員の交替 平成15年12月E委員が退任し、F委員が就任した。

（選舉委員會）  
平成一七年十一月二十二日 G委員が退任し、H委員が就任した。

議會各種團體行事及選舉用務，臨時會，管理委員會の定例會，出席されたり。

を計算する。この計算式は、(1)式と(2)式の和である。

2 動務案に於ける(1)定例会と臨時会の区別は、同じ日に選舉用務、各種団体行事、県議会があり、双方に出席した

兵体的に、たとえ云々と述べて用意等が向日時に実施されると計上した。

同年7月31日(同)、同年9月26日

同年六月九日 同月同日 同月同日 (各種固体行車)

（議會）  
22日 同年1月25日（各種團體行事）  
22日 同年1月25日（各種團體行事）  
22日 同年1月27日（遷用務）